（農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法施行規則の一部改正）

第九条　農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法施行規則（平成十四年農林水産省令第五十二号）の一部を次のように改正する。

第四条中「は、次に掲げる要件を満たすものでなければ」を「に係る議決権の合計は、当該農業法人の総株主等の議決権（総株主又は総出資者の議決権（株式会社にあっては、株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法（平成十七年法律第八十六号）第八百七十九条第三項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。）をいう。）の百分の五十を超えては」に改め、同条各号を削る。

（農林水産省の職員が検査の際に携帯する身分証明書の様式を定める省令の一部改正）

第十条　農林水産省の職員が検査の際に携帯する身分証明書の様式を定める省令（平成十四年農林水産省令第八十三号）の一部を次のように改正する。

第五号を削り、第六号を第五号とし、第七号から第十七号までを一号ずつ繰り上げる。

（独立行政法人農業者年金基金法施行規則の一部改正）

第十一条　独立行政法人農業者年金基金法施行規則（平成十五年農林水産省令第九十五号）の一部を次のように改正する。

第二十四条第三号中「第七十二条の八第一項第二号」を「第七十二条の十第一項第二号」に改め、同条第五号中「第六条第二項第三号」を「第二条第二項第三号」に改める。

（独立行政法人農畜産業振興機構法施行規則の一部改正）

第十二条　独立行政法人農畜産業振興機構法施行規則（平成十五年農林水産省令第百三号）の一部を次のように改正する。

第二条中「、全国農業協同組合中央会（第一号に掲げる事業を行う場合に限る。）」を削る。

（農林水産省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部改正）

第十三条　農林水産省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成十七年農林水産省令第五十六号）の一部を次のように改正する。

別表第一農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）の項中「第二十七条の二第二項（第七十二条の二の二、第七十三条第一項及び第七十三条の三十七」を「第二十七条第二項（第七十二条の二の二、第七十三条第二項及び第七十三条の三十七」に、「第七十二条の三及び第七十三条第二項」を「第七十二条の二の二に」に、「第七十二条の三及び第七十三条第一項」を「第七十二条の二の二、第七十三条第二項及び第七十三条の三十七」に、「第四十六条の五第二項」を「第四十六条の四第二項」に、「第七十二条の二の二、第七十三条第二項、第七十三条の四十三第三項及び第七十三条の四十四第五項」を「第七十二条の三及び第七十三条第二項」に、「第七十二条の十二の九第三項（第七十三条の三十七において準用する場合を含む。）」を「第七十二条の二十五第三項」に改める。

別表第二農業協同組合法の項中「第十一条の七第二項、第十一条の二十三第二項、第十一条の二十九第二項及び第十一条の三十二第二項」を「第十一条の十七第二項、第十一条の四十二第二項、第十一条の四十八第二項及び第十一条の五十一第二項」に改める。

別表第三農業協同組合法の項中「第二十七条の二第三項第一号（第七十二条の二の二、第七十三条第一項及び第七十三条の三十七」を「第二十七条第三項第一号（第七十二条の三及び第七十三条の三十七」に、「第七十二条の二の二に」を「第七十二条の三に」に、「第四十六条の五第四項第一号」を「第四十六条の四第四項第一号」に、「第七十二条の二の二、第七十三条第二項、第七十三条の四十三第三項及び第七十三条の四十四第五項」を「第七十二条の三及び第七十三条第二項」に、「第七十二条の十二の九第四項第一号（第七十三条の三十七において準用する場合を含む。）」を「第七十二条の二の二十五第四項第一号」に改める。

別表第四農業協同組合法の項中「第七十二条の二の二、第七十三条第二項及び第七十三条の三十七」を「第七十二条の三及び第七十三条第二項」に、「第七十二条の二の二に」を「第七十二条の三に」に、「第七十二条の十二の九第四項第二号（第七十三条の三十七において準用する場合を含む。）」を「第七十二条の二十五第四項第二号」に改める。

（森林組合法施行規則の一部改正）

第十四条　森林組合法施行規則（平成十八年農林水産省令第四十六号）の一部を次のように改正する。

第百七条第二項第一号ロ中「農業協同組合法（昭和二十二年十一月十九日法律第百三十二号）第七十三条の三十八に規定する農業協同組合監査士の」を「農業協同組合法施行規則（平成十七年農林水産省令第二十七号）第二百四十一条第一項で定める」に改める。

（水産業協同組合法施行規則の一部改正）

第十五条　水産業協同組合法施行規則（平成二十年農林水産省令第十号）の一部を次のように改正する。

第三十二条第二号ハ中「第十一条の二の四」を「第十一条の五」に、同号ニ中「第十一条の十の三第一項」を「第十一条の二十七」に改める。

（農地中間管理事業の推進に関する法律施行規則の一部改正）

第十六条　農地中間管理事業の推進に関する法律施行規則（平成二十六年農林水産省令第十五号）の一部を次のように改正する。

第十一条第二項第一号中「第十一条の三十一第一項第一号」を「第十一条の五十第一項第一号」に改め、同号ロ中「農業生産法人で」を「農地所有適格法人で」に改め、同号ロ(1)から(3)まで中「農業生産法人」を「農地所有適格法人」に改め、同号ロ(7)中「農業生産法人」を「農地所有適格法人」に改め、「いう」の下に「。(9)において同じ」を加え、「及び農作業」を削り、同号ロ(7)を同号ロ(8)とし、同号ロ(6)中「第十条第一項」を「第十条」に、「農業生産法人」を「農地所有適格法人」に改め、同号ロ(6)を同号ロ(7)とし、同号ロ(5)中「第二条第三項第二号ホ」を「第二条第三項第二号ヘ」に、「農業生産法人」を「農地所有適格法人」に、「同号ホ」を「同号ヘ」に改め、同号ロ(5)を同号ロ(6)とし、同号ロ(4)中「農業生産法人」を「農地所有適格法人」に改め、「（昭和二十七年法律第二百二十九号）」を削り、「(7)」を「(8)及び(9)」に改め、同号ロ(4)を同号ロ(5)とし、同号ロ(3)の次に次のように加える。

(4)　農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第二条第三項第二号ニに掲げる者が農地所有適格法人の構成員となっている場合には、その構成員が農地利用集積円滑化団体（農業経営基盤強化促進法第十一条の十四に規定する農地利用集積円滑化団体をいう。）又は農地中間管理機構に使用貸借による権利又は賃借権を設定している農地又は採草放牧地のうち、当該農地利用集積円滑化団体又は農地中間管理機構がその農地所有適格法人に使用貸借による権利又は賃借権を設定している農地又は採草放牧地の面積

第十一条第二項第一号ロに次のように加える。

(9)　農地所有適格法人の理事等又は使用人（農地法第二条第三項第四号に規定する使用人をいう。以下(9)において同じ。）のうち、その農地所有適格法人の行う農業に必要な農作業に従事する者の役職名及び氏名並びにその農地所有適格法人の行う農業に必要な農作業（その者が使用人である場合には、その農地所有適格法人の行う農業及び農作業）への従事状況及び賃借権の設定等を受けた後における従事計画

第十一条第二項第一号ホ中「農業生産法人」を「農地所有適格法人」に改め、同号ホ(2)中「業務を執行する役員」を「業務執行役員等（農地法第三条第三項第三号に規定する業務執行役員等をいう。）」に改め、同項第四号中「農業生産法人」を「農地所有適格法人」に改め、同項第五号中「第十条第一項」を「第十条」に、「農業生産法人」を「農地所有適格法人」に改め、同項第六号及び第七号を削り、同項第八号中「第六条第二項第三号」を「（昭和二十七年政令第四百四十五号）第二条第二項第三号」に改め、同号を同項第六号とし、同項第九号を同項第七号とする。